

タイトル～<『経過措置の延長?』～個人的解釈と思い込みは、危険を孕む>

■「5月14日」…もはや【業界の再発動日】になったのか?

- (1) まずは「2020年5月14日」、コロナ禍の中「全国47都道府県」の内【39県】に『非常事態宣言が解除』された。
⇒これにより、「5月7日」～「5月11日」の営業再開先行の自治体に続き、「13府県」が営業再開になりました。
- (2) 更に、業界が特段注目された、【風適法の施行規則の一部改正】が公表されました。
⇒改正概要の内容が『営業所への設置が認められる経過措置期間を1年間延長する』と公表され、様々な憶測が流布されている。
- (3) あまり話題に上がらないけれど、【5月14～20日】までは、2回目の【ギャンブル等依存症問題啓発週間】です。
⇒パチンコ業界も無関係では無く、今回のコロナ関連のパチンコ報道でも、無知識による不毛なコメントやらが発せられ、あらためて『パチンコにおける依存症とは?』問題から「避けて通る事ではダメなのだ!」と痛感。

まあ、色々あった「5月14日」でしたが、業界として最も注目されている事が、やはり<【風適法の施行規則の一部改正】について>になるのでしょうか。…と言う事で、今回のコラムはそこに対する思考を解説してみたいと思います。ちなみに、このコラムを書いている現在、『詳細内容は、何も正式公表されていません』ので、あくまでも【推論する為の思考手順】を考えるだけであり、確定する詳細内容は、いま暫くお待ちくださいませ。

■なぜ、わざわざ【推論する思考手順】が必要なのか?

それは単純に、常に『個人の都合の良い解釈をしない為』であり、または「先行者利益の確保」とばかりに『都合の良い情報の解釈により、ムダな時間とムダな資金を投入しない為』であり、簡単に言うと、『騙されない為』ですね(汗)。おそらく現状においても、「様々な誤情報・憶測情報」が流布され、それに基づく「都合の良い解釈を言い出す人」、そして「それを信じる人」が多々いらっしゃるかもしれませんが、一旦、立ち止まって考えて頂きたいと思います。それはまるで、一時『全国からトイレトペーパーが消え去った』様な、何かに扇動された状況に陥った様な、愚かな行動になりませんよう、心から願います。

少なくとも、一部「概要が公表されている」とは言え、具体的な詳細が公表されていない訳で、『こうなる!』『ならない!』と言う言葉自体が、そもそも『ミスリードでしかない』訳で、結果的に『そうなった』としても、それは所詮『競馬の予想が当たった!』、『ほら、俺の言った通りだろ!』と言うレベルの話でしかない。

今現在でも、パチンコ業界には「それなりの情報発信者」の方が多数いらっしゃいますし、その方々の言葉を信じる方もいらっしゃる事でしょう。しかしそれは、あくまでも「その人(発言者)の個人的解釈」であり、その解釈が『正しいかどうか?』は、現在『誰も証明できません』事は誰もが分かっている事ですね。

そもそも【法的解釈は絶対論】でありながら、その改正内容は『まだ公布されていない』訳ですし、業界6団体での協議の最終結果も通知されていない中、【実運用の解釈】(自主規制等々)も、まだまだ不透明な現状です。『誰かが、誰かの意見・解釈を信じる』は自由ですが、少なくとも『私は、そう思うだけ』と発しているならまだしも、『さも確定している』が如く情報発信する人に対して、今はまだ「その人の言葉を信じる」時では無く、ましてや「何かを判断する」事は、『今は、まだ控えておくべき』です。

今確実に言える事はただ一つだけ!…エビデンスの無い言葉は、所詮【ただの妄想】に過ぎませんからね。当然ながら、以下【推論する思考手順】にも、落度があるかもしれませんが、参考程度としてお読みくださいませ。

■「5月14日」発出の、経過措置延長に関するくまとめ。

日遊協から「5月14日」付に発出された通知(日遊協本部発63号)、また業界誌各社の記事情報、及び「国家公安委員会委員長記者会見要旨」の発表(国家公安委員会ホームページ記載)等を根拠とした上で、その概要をまとめると、以下の様になる。

<経緯と概要>

「業界6団体」は、警察庁生活安全局保安課(小堀龍一郎課長)に宛て「経過措置の延長」について、「5月1日」付で要望書を提出している。そして「5月14日午前」の【国家公安委員会定例会議】にて【風営法の施行規則等の改正】が行われ、【経過措置期間の1年延長】を行うものとなった。

■「規則改正」の【主旨】を読み解く。(私的、且つ一般的な解釈です)

●まず、『何の為に規則の改正をするのか?』(※本来、ココが最も重要な事ですからね。)

…新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、<改正後の基準(※現在の風営法の基準の事)に係る遊技機(※新規則のP機とS機)への<遊技機の供給が困難を極めている>事と、<入替等による感染拡大の防止を図るため>と解釈されます。

●次に、『何の規則改正するのか?』

…現在施行されている(2018年2月1日～)風営法の【施行規則】と【遊技機の認定及び検定等に関する規則】の事を指すと推測されます。(※現行規則の附則を改正する(附則内容が追加される)と想定)

●そして、その新規則は『いつ公布され、いつから施行されるのか?』

…現在では、概ね【14日から1週間後の公布】と目されています。(つまり、一応の目安は「20日」頃?)
その際はいわゆる【官報】(※政府が国民に知らせる情報を編集し、国立印刷局が発刊するもの)に掲載される事になるでしょう。そして、その官報にて「施行日」も確認できる事となります。今回の場合は『緊急を要する』と判断するならば、「公布日即日施行」または「早期の施行日」も、十分予想されますかねえ???

■一部公表された、【1年間延長】と言うキーワードの解釈思考。

【1年間の延長】は決定の様だが、問題は『その起点日は?』&『何が?』については様々な解釈ができるが…ん?

<法的な解釈>…①「2021年1月31日」の期限が「2022年の1月31日」に延長でしょ?

②今回の規則改正の話だから、「施行日から1年間の猶予」でしょ?

⇒共に、「遊技機には設置有効期限がある」ので…???

<設置期限の解釈>…①遊技機の「検定・認定満了日」が1年延長されて、4年間になる」んでしょ?

②(法的には)全ての遊技機が該当するんだから、「高射幸性スロットもOK」でしょ?

③認定期間が延びるなら、(同一都道府県内の)チェーン店移動も可能だよな?

⇒『早急に中古機を買わなくちゃ…』、『認定満了日が近い機種を再設置しなくちゃ…』

⇒おいおい、「満了日が延長される」と言う前提ならば、そもそも『なぜ、今慌てる必要があるの?』

『誰がそう言ったの?』『誰から聞いたの?』…現在『全て?マーク付き』で、何も『公表はされていない』よ(汗)。

チョット待て! 焦るな危険! …論議も思考も大事だよ。すべきだよ。でも行動決断は、もう少し待ってから!

…その【思考手順】が必要じゃないのか?…少なくとも、『私は、そう思う』のだが(汗)

<このコラムは、[無料コンテンツ](#) に該当しております。情報共有可としますが、転載・改ざん等はお控えください>

<また、文章・資料等の所有権は、「有限会社トータル・ノウ・コネクションズ」に帰属いたします>

TKC～【出張法人セミナー】のご案内

「TKCセミナー」は、基本的に「単一法人様」または「団体」での勉強会となります。

各法人・団体様の意向を踏まえ、内容はカスタマイズさせていただきます。

※組合様等の場合、内容にて摺り合せが必要な場合がございますので、ご相談させていただきます。

<日 時>:ご依頼会社様の希望とのご相談の上、決定させていただきます

<場 所>:ご依頼会社様にて、手配をお願い致します。

※関西エリアにおいては「大阪元町・スリーストン大阪営業所」開催は可能(概ね15名まで)

<時 間>:「1日＝4～5時間」が基本となります。(休憩含む拘束時間です)

<費 用>:基本価格～「1開催＝15万円」(税別)となります。

<内 容>:ご依頼会社様とのご相談の上決定させていただきます。

※基本的内容は、「業界情報」・「パチンコ運用」・「店舗全体運営」の内容が中心となります。

※特化した、「パチンコ・係数管理運用特化セミナー」は、2回～3回(月1回)の連続開催を推奨です。

<その他>:交通費(長野県長野市から)・宿泊費は別途請求となりますのでご了承くださいませ。

～<セミナーのカスタマイズ>について～

【勉強会開催において、多岐に渡るセミナー内容を同時開催したい場合】等。弊社内容の他、「スロット運用」・「マーケティング情報」等々、内容のご希望がありましたらご相談下さい。同日(または別日)、別コンテンツの専門的講師をプロデュースさせていただきます。(※この場合、別途講師費用と諸経費が加算されますので、ご了承くださいませ)

TKC～【zoom セミナーチャレンジ】のご案内

いよいよ「WEBセミナー」への移行が必然の時代となりました。TKCにおいても随時対応させていただきます、『より早く』・『より詳しく』・『より安価に』をテーマに「zoom」を使った【WEBセミナー】を検討いたしております。

今後訪れる「パチンコ時代」に対して、その実運用に必要な【数値把握とその活用術】における、「リアルタイム情報」の提供と、担当者の「スキルアップ」は、今後の店舗営業に関する、<パチンコの「収益構築」と「稼動維持」には、急務であり必須>であると考えております。

数少ない【パチンコ専門アドバイザー】として、『パチンコ業界の皆様に貢献できれば』と思う次第です。

●<日程＝月2回程度><時間帯＝概ね2時間程度>につきましては、各ご相談の上、対応させていただきます。

●<費用>につきましては、【7月まで】のご依頼は、<無料チャレンジ>とさせていただきます。

ぜひ、ご検討頂けますよう、お願い申し上げますと共に、ご案内させていただきます。

<お問い合わせ>は、弊社代表「高橋正人」まで、ご連絡下さいませ。

【電話連絡】:(会社)026-256-9677 (携帯)090-3063-1757

有限会社 トータル・ノウ・コネクションズ

住所:長野県長野市南堀530-5 TEL:026-256-9677 FAX:026-256-9688

ホームページ <http://www.tkc-g.jp> メールアドレス info@tkc-g.jp
